

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例の一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月26日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

ホンダリエ	永井啓介	佐々木哲夫
山下昌彦	杉山幹人	守島正
岡崎太	飯田哲史	大橋一隆
丹野壮治	佐々木りえ	高見亮
前田和彦	山本長助	北野妙子
福田武洋	八尾進	西徳人
西崎照明	明石直樹	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）の一部を次のように改正する。

「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している市会議員の報酬月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

〔傍線は削除  
太字は改正〕

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例（抄）

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4月1日から平成32年3月31日まで  
**令和3年3月31日**

の間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の12に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。